

特定非営利活動法人日本みらい開拓機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本みらい開拓機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中区錦二丁目8番23号キタムラビル502に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、教育的な機会が限られた背景を持つ子ども、若者及び社会復帰を目指す人々並びにその保護者及び家族に対して、居場所の提供、学習支援、キャリア支援、就業支援、相談支援、身元引受並びに身元保証支援に関する事業及び生活に関するコンサルティング事業を行い、家庭環境を含めた包括的な支援を通じて、全ての市民のキャリアの選択や発展の阻害に係る問題の改善及び解決を図り、個々の能力の発揮及び雇用機会の拡充並びに経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 経済活動の活性化を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) キャリアコンサルティング事業
- (2) 就労支援事業
- (3) 身元引受支援及び保証支援事業
- (4) 日常生活支援事業

(5) 不登校児及び学校生活に困難を抱える児童・生徒に対する居場所支援、学習支援及び社会参加支援事業

(6) フリースクールその他の学びの場の運営事業

(7) 子ども及び若者に対するキャリア教育及び職業体験支援事業

(8) 保護者及び家族に対する相談支援、交流支援及び家庭環境の改善に関する支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること

ができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁

の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 石川 和寛

理事 井上 裕
同 山口 剛
監事 小栗 崇嗣

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 10,000 円
- (2) 賛助会員 年会費 10,000 円

特定非営利活動法人日本みらい開拓機構
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・支援を必要とする方をより多く拾い上げるため、他の支援施設・機関等と連携していく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) キャリア コンサルティング事業	適切な職業を見つけ、成功するキャリアを築けるよう支援する	(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 3人	(D) 教育困難者 や社会復帰を目指す等の キャリア形成に障害がある方 (E) 20人	20千円
(2) 就労支援 事業	企業の求人情報を収集し、就労に向けた支援を行う	(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 3人	(D) 教育困難者 や社会復帰を目指す等の キャリア形成に障害がある方 (E) 20人	20千円
(3) 身元引受 支援及び保証支援事業	面談を行い、身元引受人や保証人を探すための支援や紹介を行う	(A) 通年 (B) 刑務所及び少年院か事務所 (C) 3人	(D) 元受刑者・少年院出所者等の支援を必要とする方 (E) 20人	20千円
(4) 日常生活 支援事業	住宅の紹介・手続き支援、福祉的支援の紹介等、他の市民と変わらない日常生活を送るためのコンサルティングを行う	(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 3人	(D) 教育困難者 や社会復帰を目指す等の キャリア形成に障害がある方 (E) 30人	15千円

特定非営利活動法人日本みらい開拓機構
令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・支援を必要とする方をより多く拾い上げるため、他の支援施設・機関等と連携していく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
(1) キャリア コンサルティング事業	適切な職業を見つけ、成 功するキャリアを築け るよう支援する	(A) 通年 (B) 事務所又は市 内公共施設等 (C) 4人	(D) 教育困難者 や社会復帰 を目指す等 のキャリア 形成に障害 がある方 (E) 20人	20千円
(2) 就労支援 事業	企業の求人情報を収集 し、就労に向けた支援を 行う	(A) 通年 (B) 事務所又は市 内公共施設等 (C) 4人	(D) 教育困難者 や社会復帰 を目指す等 のキャリア 形成に障害 がある方 (E) 20人	20千円
(3) 身元引受 支援及び保 証支援事業	面談を行い、身元引受人 や保証人を探すための 支援や紹介を行う	(A) 通年 (B) 刑務所及び少 年院か事務所 (C) 4人	(D) 元受刑者・ 少年院出所 者等の支援 を必要とす る方 (E) 20人	20千円
(4) 日常生活 支援事業	住宅の紹介・手続き支 援、福祉的支援の紹介 等、他の市民と変わらない 日常生活を送るため のコンサルティングを行 う	(A) 通年 (B) 事務所又は市 内公共施設等 (C) 4人	(D) 教育困難者 や社会復帰 を目指す等 のキャリア 形成に障害 がある方 (E) 30人	15千円

<p>(5)不登校児及び学校生活に困難を抱える児童・生徒に対する居場所支援、学習支援及び社会参加支援事業</p>	<p>教員経験者、福祉職、心理職等による多職種と連携し、居場所支援、学習支援、社会参加支援を行う</p>	<p>(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 4人</p>	<p>(D) 不登校の児童・生徒及び学校生活に困難を抱える児童・生徒 (E) 30人</p>	<p>10千円</p>
<p>(6)フリースクールその他の学びの場の運営事業</p>	<p>不登校または不登校傾向にある児童・生徒や心理的課題により学習環境の配慮が必要な者への居場所の設置</p>	<p>(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 4人</p>	<p>(D) 不登校・登校困難の子どもや学校以外の学びを希望する子ども (E) 30人</p>	<p>30千円</p>
<p>(7)子ども及び若者に対するキャリア教育及び職業体験支援事業</p>	<p>働くことの意義や社会の仕組みを学ぶ講座 自己理解（興味・関心・強み）の促進ワーク 将来設計（キャリアデザイン）に関する支援 ロールモデルとなる社会人との交流機会</p>	<p>(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 4人</p>	<p>(D) 小学生～高校生・大学生・専門学校生・就職前の若者の方 (E) 30人</p>	<p>5千円</p>
<p>8)保護者及び家族に対する相談支援、交流支援及び家庭環境の改善に関する支援事業</p>	<p>個別相談の実施 子どもの不登校・発達・対人関係等に関する相談対応 経験者による体験談の共有や同じ悩みを持つ家庭同士の情報共有の場づくりを行う</p>	<p>(A) 通年 (B) 事務所又は市内公共施設等 (C) 4人</p>	<p>(D) 不登校生徒の保護者及び家族 子育てや家庭環境に課題や不安を抱える保護者 (E) 30人</p>	<p>5千円</p>

活動予算書

令和7年8月1日 から 令和8年7月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
キャリアコンサルティング事業収益	0		
就労支援事業収益	0		
身元引受支援及び保証支援事業収益	0		
日常生活支援事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			100,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	15,000		
賃借料	0		
その他経費計	75,000		
事業費計		75,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	10,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	
経常費用計			100,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年8月1日 から 令和9年7月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	50,000	150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
キャリアコンサルティング事業収益	0		
就労支援事業収益	0		
身元引受支援及び保証支援事業収益	0		
日常生活支援事業収益	0		
不登校児及び学校生活に困難を抱える児童・生徒に対する居場所支援、学習支援及び社会参加支援事業収益	0		
フリースクールその他の学びの場の運営事業収益	0		
子ども及び若者に対するキャリア教育及び職業体験支援事業収益	0		
保護者及び家族に対する相談支援、交流支援及び家庭環境の改善に関する支援事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	55,000		
会議費	25,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	15,000		
賃借料	30,000		
その他経費計	125,000	125,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	10,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	

經常費用計			150,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0